



大多喜城



〒297-0024 茂原市八千代 2-10  
千葉県教育庁東上総教育事務所  
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143  
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp  
第1号

平成27年4月24日(金)発行

## すべては子どもたちのために

通勤する電車の車窓から、田植えの準備に精を出されている農家の方々の様子が見受けられます。この時期の風物詩のひとつかと思えます。また新緑が眩しい季節になりました。いよいよ平成27年度新学期がスタートしました。

各学校では、子どもたちは気持ちを新たに、それぞれが目標を持ち、夢を抱いて、勉強に頑張っていると思います。校長先生をはじめ教職員の方々もしっかり夢を持ち、子どもたちに接してください。

教育事務所は、今年もさらに各市町村（組合）教育委員会と連携を深め、学校を全力で支援させていただきます。そのために1校、1校の学校訪問に対してもまた、一つ一つの研修や会議におきましても「期待と満足・希望」をキーワードとして実施させていただきます。

「**期待**」・・・教職員の皆さんが、事務所の訪問に対して、今日はどんな指導があるか。何を教えてもらえるか楽しみに待って迎えてくれる。

「**満足・希望**」・・・とても良い指導を受けた。悩んでいたことが解決した。明日からまた頑張ろうという気持ちになったと感謝して見送ってくれる。

そんな訪問や研修に心掛けます。大いに期待してください。

東上総教育事務所長 京極 敬之

## 東上総教育事務所は『SEC』で皆さんを応援します。

### Smile

明るくさわやかな笑顔で対応する。

### Speed

事案に応じて、「迅速な対応」を常に心掛ける。

### Expert

所員個々が自分の職務に責任と誇りを持ち、自己研鑽に努める。

### Service

それぞれの学校のニーズに応じた指導・助言に努める。

### Support

管内の市町村教育委員会及び校長会との連携を重視する。

### Compliance

「CHIBA行動宣言！」を常時携帯し、意識の向上を図る。

明るく・ぶれずに・前向きに

学校現場に役立つ！  
情報サーチ  
速報⑭

### いじめ防止指導資料集・いじめ防止啓発リーフレット

千葉県教育委員会では、「千葉県いじめ防止対策推進条例」、「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、平成27年2月に、各学校における取組の充実、教職員の資質の向上、啓発活動の充実等に資するため、「教職員向けいじめ防止指導資料集」、「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」及び「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を作成しました。

いじめ防止啓発強化のために、各学校において、資料集やリーフレットの効果的な活用を是非お願いいたします。なお、ファイルサイズが大きいので、デスクトップ等に保存してから開いてください。

#### (1) 教職員向けいじめ防止指導資料集

＜主な内容＞

- ・いじめ防止への取組への背景
- ・いじめの理解
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対応
- ・特に重要ないじめ関連事項
- ・実践事例

#### (2) 保護者向けいじめ防止啓発リーフレット

＜主な内容＞

- ・いじめのサイン
- ・いじめの理解
- ・いじめへの対応
- ・主な相談機関

#### (3) 児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット

＜主な内容＞

- ・いじめで悩んでいる人へ
- ・いじめをやめる
- ・いじめをとめる
- ・互いの違いを認めよう



## 総務課から



## 児童手当等について



### 子育て世帯臨時特例給付金

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者に対して、対象児童1人につき3千円が支給されます。給付を受けるには申請が必要となります。詳細は、厚生労働省のHPをご覧ください。

### 児童手当

児童手当の認定を受けた後、引き続き受給するためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、御注意ください。お子さんが生まれたり、人事異動等で転入したときは、15日以内に申請をお願いします。

## 管理課から



### 教員免許更新制に係る申請はお済みですか？

※詳細は、千葉県教育委員会HPで確認！

旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）所持者で、**平成27年度末に35,45,55歳**になる方（第6グループ）は、**「修了確認」「免除」「延期」のいずれかを必ず申請**してください。

また、**「栄養教諭免許状」所有者は、修了確認期限が免許状を授与された日によって異なります**ので、免許状の修了確認期限の確認を、お願いします。

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。事務所での予備締切を9月30日としますので、可能な限り夏季休業中に更新講習の受講を済ますようお願いいたします。

書類がそろわない場合は、12月末日を目処に随時受け付けます。

○更新講習が修了したら、「修了確認申請」が必要です。

○臨任講師や非常勤講師についても更新制の対象となります。

○育休・療休・看休・休職中であっても期限までに必ず申請をしてください。

○「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

○「新免許状」と「栄養教諭免許状」所有者は、発行日から10年ですので御注意ください。  
※「栄養教諭免許状」所有者は、今年度から対象者がいます。

○旧免許状所持者は、修了確認期限が「生年月日」で割り振られていますので確認してください。



## 指導室から

### 東上総教育事務所教育相談室 相談業務について

お子様のことで、心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう！

#### 東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

- 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室（1階）  
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 **0475-23-4460（相談専用）**
- 相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児（幼・保）、小・中学生、高校生、保護者及び教職員
- 相談内容
  - ・不登校やいじめに関すること
  - ・学校に関すること
  - ・発達に関すること
  - ・家庭で困っていること
  - ・集団不応にに関すること
- 相談方法 電話相談、来所相談
- 手続方法 学校から直接、保護者から直接、児童生徒からも可能です。

※面談は、予約制で行っています。来所を希望される方は、はじめに電話で予約を！尚、お電話での御相談はそのままお話しください。

気軽に御相談ください！

